

(様式第 1 号)

会議開催のお知らせ

1 会 議 名	第 3 2 回 仙台市地域公共交通会議
2 議 題	・ 六郷東部地区地域交通実証運行事業の変更について ・ 田子・余目地区地域交通試験運行Ⅱ事業（2 回目）の変更について ・ 郡山・八本松地区地域交通試験運行Ⅱ事業（2 回目）の変更について ・ 泉西部地区地域交通試験運行Ⅰ事業の実施について
3 開催日時	令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 1 4 時 0 0 分から 1 5 時 3 0 分まで
4 開催場所	青葉区役所 7 階第 1 ・ 2 会議室 仙台市青葉区上杉 1 丁目 5 番 1 号
5 傍聴定員	4 名
6 傍聴に係る特記事項	・ 傍聴は先着順とします。 ・ 傍聴に当たっては、別紙「会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項」を遵守していただきますようお願い致します。 ・ 傍聴者受付にてお名前とご連絡先をお伺いします。
7 問い合わせ先	都市整備局総合交通政策部地域交通推進課地域交通第一係 電話番号（直通） 0 2 2 - 2 1 4 - 8 3 5 9 （内線） 7 2 3 - 5 2 9 2 F A X 番号（直通） 0 2 2 - 2 1 1 - 0 0 1 7
8 そ の 他	特になし

(別紙)

会議の傍聴に際し、守っていただきたい事項

(仙台市地域公共交通会議)

会議の円滑な運営を図るため、会場では以下の事項を守ってください。

1. 会議中は、静かに傍聴し、拍手をしたり発言する等会議の進行を妨げるような行為をしないこと
2. はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと
3. 飲食又は喫煙をしないこと
4. 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の同意を得た場合はこの限りではない。
5. 他の傍聴人の迷惑になるような行為を行わないこと
6. その他、会場の秩序を乱し、又は会議を妨害するような行為をしないこと
7. 係員から指示があった場合は、速やかに従うこと

※ 以上の事項に違反した場合は、退場していただく場合があります。